

公 告

令和8年度 小城市廃棄物中継施設整備工事について、共同企業体による条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和8年4月10日

小城市長 南里 隆

1 工事の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 工 事 名 | 令和8年度 小城市廃棄物中継施設整備工事 |
| (2) 工事場所 | 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬 1174 番地 1 |
| (3) 工事内容 | 廃棄物中継施設建築工事 一式
廃棄物中継施設（鉄骨造 地上1階建て 延床面積：1,250.52 m ² ）
洗車場（鉄骨造 地上1階建て 延床面積：94.50 m ² ）
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式 |
| (4) 予定工期 | 契約締結の日（議会議決の日）から令和10年3月24日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 有 |

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす共同企業体とする。

- (1) 共同企業体の基本的要件、結成手続き等については、小城市建設工事共同企業体取扱要領によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員の資格要件
ア すべての構成員の資格要件
 - (ア) 小城市競争入札参加資格に関する規則（平成17年小城市規則第111号）第3条に定める入札参加者の資格のある者で、令和7・8年度の小城市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
 - (ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定（以下「佐賀県規定」という。）により建築一式工事のA級又はB級の認定を受けている者であること。
 - (エ) (ウ)のうち、建築一式工事A級については、小城市内に本店又は支店（営業所）を有している者。建築一式工事B級については、小城市内に本店を有している者であること。
 - (オ) 本工事の入札参加資格確認書の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県及び

小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。

(カ) 本工事の入札参加資格確認書の提出期限日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。

(キ) 本工事の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。

ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格申請書を再度提出し、前記(ウ)の決定を受けたものを除く。

(ク) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

(ケ) 当該工事について、施工経験を有する建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。

イ 共同企業体の代表者の資格要件

(ア) 佐賀県規定により建築一式工事でA級の認定を受けていること。

(イ) 出資比率が構成員中最大であること。

(ウ) 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、過去10年間の実績において、公共工事での建築物の建築一式工事を元請(特定又は経常建設工事共同企業体の構成員の実績は、出資比率が30%以上の場合の者に限る。)で、1棟平屋建て以上、延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事において、建築一式工事の施工実績を有する技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 代表者及び代表者以外の地域要件

(ア) 構成員のうち、代表者又は代表者以外のどちらか一方は、小城市内に本店を有し、本店で本工事の契約ができる者であること。

(3) 共同企業体構成員の数
構成員の数は、2社とする。

(4) 出資比率
すべての構成員が30%以上の出資比率であること。

(5) 存続期間
(ア) 市工事の相手となった者
該当工事に係る請負契約の履行後3月を経過する日まで。

(イ) 市工事の相手とならなかった者
該当工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 共同企業体協定書(様式第2号)
- (3) 共同企業体編成表(様式第3号)
- (4) 同種工事の施工実績調書及び実績を証する書類(様式第4号)
- (5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類(様式第5号)
- (6) 営業所一覧表(様式第6号)
- (7) 経営事項審査結果通知書の写(有効期限内の最新のもの)

(8) その他添付書類

○様式については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しておりますので、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせください。

4 入札参加資格確認申請書、提出資料の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月22日(水)まで
(土曜日、日曜日を除く。)午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 〒849-0302 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1174番地1
小城市役所 市民部 環境課 施設係(廃棄物中継センター)
電話:0952-37-6145 FAX:0952-66-1630
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は令和8年4月22日(水)午後4時必着)

5 入札参加資格の確認

- (1) 当該工事の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成のうえ、「入札参加資格確認申請書及び提出資料」を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 提出資料の資格審査により入札参加資格を確認し、令和8年4月24日(金)【予定】に入札参加資格確認通知を行うものとする。
- (3) 本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けたものに限る。
- (4) 入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (2) 前記の説明を求める場合は、通知をした翌日から起算して5日(小城市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない)以内に、説明を求めることができる。この書面の提出先は廃棄物中継センターとする。
- (3) 入札参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から換算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。
- (4) 前記の回答に不服がある者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明を受けた日から5日(休日を含まない。)以内に書面により苦情の申立てをおこなうことができる。この書面の提出先は廃棄物中継センターとする。
- (5) 前記による苦情の申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。
- (6) 苦情の申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議する。

7 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書、その他見積りに必要な資料及び契約書案(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和8年4月10日(金)から令和8年5月15日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前9時から午後4時まで

- (2) 閲覧場所 小城市役所 市民部 環境課 施設係（廃棄物中継センター）
- (3) 複写申込 メールにて申込みの上、ダウンロード用 URL をメールにて返信する。

8 入札及び開札

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

(1) 入札期間

令和8年5月18日（月）午前8時30分から令和8年5月19日（火）午後5時までの電子入札システム稼働時間

(2) 開札日時

令和8年5月20日（水）午前9時30分から

(3) 開札場所

小城市役所西館2階会議室

9 その他

(1) 入札保証金

小城市財務規則（平成17年規則第38号）第85条第1項第1号又は第2号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第104条第2項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

- ① 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。
- ② 落札者との契約は仮契約とし、小城市議会の議決を経た場合に本契約とする。
- ③ 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款第39条の定めるところにより行う。

(5) その他

- ① 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。
- ② 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。
- ③ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。
- ④ 前金払 有（契約金額の40%以内）
- ⑤ 部分払 有（小城市財務規則第62条第3項の規定による。）
- ⑥ 入札心得については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しているので、確認すること。

- ⑦ 本工事に係る下請負契約については、小城市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。
- ⑧ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年小城市条例第 44 号。以下「条例」という。）により契約の締結にあたって議会の議決を経なければならない契約の仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、当該仮契約は議会に上程せず、本契約を締結しないものとする。
- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 項若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- イ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

10 入札参加・入札に関する質問

- (1) 本入札参加に対する質問がある場合は、令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 4 時までに、質問書を問い合わせ先のメールアドレスに提出し、到着確認のため電話連絡をすること。
質問への回答は、令和 8 年 4 月 20 日（月）までに小城市ホームページ上に随時掲載する。
- (2) 本入札に対する質問や特記仕様書について疑義がある場合は、令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 4 時までに、質問書を問い合わせ先のメールアドレスに提出し、到着確認のため電話連絡をすること。
質問への回答は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに入札参加資格者全員にメールで随時回答する。

11 問い合わせ先

〒849-0302 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬 1174 番地 1
小城市役所 市民部 環境課 施設係（廃棄物中継センター）
電話：0952-37-6145 FAX：0952-66-1630
メールアドレス：chuukei@city.ogi.lg.jp